

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、54（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金及び附則5（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価並びに附則5（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価及び離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### （1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,455.20	223.20
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,323.20	211.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,244.00	204.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.03	1.37
その他季料金	13.91	1.26
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.73	1.25
その他季料金	12.74	1.16

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.61	1.24
その他季料金	12.62	1.15
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,455.20	223.20
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,323.20	211.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,244.00	204.00
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,164.80	196.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.45	1.31
その他季料金	13.38	1.22
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.27	1.21
その他季料金	12.30	1.12
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.13	1.19
その他季料金	12.19	1.11
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.01	1.18
その他季料金	12.06	1.10
最終保障予備電力		
基本料金		
予備線		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	92.40	8.40
特別高圧で常時供給を受ける場合	79.20	7.20

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
予備電源		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	118.80	10.80
特別高圧で常時供給を受ける場合	132.00	12.00

(2) 54 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,170.00	2,470.00
特別高圧で電気の供給を受ける場合		
工事費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	550.00	50.00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	176.00	16.00
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	110.00	10.00
地中配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	671.00	61.00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	539.00	49.00
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	330.00	30.00
当社負担額		
新増加契約電力1キロワットにつき	5,500.00	500.00

(3) 附則5（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,410.56	178.56
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,280.96	168.96
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,203.20	163.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.76	1.09
その他季料金	13.66	1.01
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.48	1.00
その他季料金	12.51	0.93
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.36	0.99
その他季料金	12.39	0.92
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,410.56	178.56
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,280.96	168.96
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,203.20	163.20
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,125.44	157.44
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.19	1.05
その他季料金	13.14	0.97

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.03	0.97
その他季料金	12.08	0.89
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	12.89	0.95
その他季料金	11.97	0.89
標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	12.77	0.95
その他季料金	11.84	0.88
最終保障予備電力		
基本料金		
予備線		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	90.72	6.72
特別高圧で常時供給を受ける場合	77.76	5.76
予備電源		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で常時供給を受ける場合	116.64	8.64
特別高圧で常時供給を受ける場合	129.60	9.60

(4) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.130	0.012
特別高圧で供給を受ける場合	0.128	0.012

(5) 別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき	0.003	0.000

(6) 附則5（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1 キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.127	0.009
特別高圧で供給を受ける場合	0.125	0.009

(7) 附則5（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1 キロワット時につき	0.003	0.000